３　法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　（略）	（略）
2　容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準	
一～三　（略）	（略）
四　第二十三条第一項第四号の圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器	四　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の刻印等を目視等により検査する。
五・六　（略）	五・六　（略）
備考　（略）	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造施設に係る技術上の基準）	（製造施設に係る技術上の基準）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。	2　製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。
一　（略）	一　（略）
二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
ル　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規	ル　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規

３　法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　（略）	（略）
2　容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準	
一～三　（略）	（略）
（新設）	（新設）
四・五　（略）	四・五　（略）
備考　（略）	